

中国における意匠の類否判断についての考察

——本田「CR-V」意匠権無効審判をめぐる行政紛争案件からみて——

張 雨*

抄 録 過去10年間、中国における意匠権の登録要件や権利侵害の判定要件は、類否判断の判断手法の場合「要部判断(重点)+総合判断」から「全体観察, 総合判断」に、判断基準の場合「混同」から「顕著な影響」に変わってきた。2010年11月26日、最高人民法院は、本田CR-V意匠権に関する再審判決を下した。再審判決は、今後の類否判断において「区別特徴」の役割を重視すべきであることを示した。この意味は、「要部判断」は放棄されたというよりも、改良された上で受け継がれたと言った方が適切である。また再審判決では、「一般消費者」の知識水準を過度に低く考えないようにすべきことを示した。最高人民法院は、この案件の意味について、「本案判決は法律適用基準の統一に役立つものである」と指摘している。本再審判決をふまえ、今後は地方人民法院の多くの判決を見て、実務上の判断基準変化を把握すべきである。

目 次

1. はじめに
2. 本田CR-V案件の経緯
3. 本田CR-V案件における類否判断
 3. 1 無効審決
 3. 2 一審判決
 3. 3 二審判決
 3. 4 再審判決
4. 類否判断基準の変遷
 4. 1 判断手法・基準について
 4. 2 判断主体について
5. 本田CR-V案件からのヒント
 5. 1 判断手法・基準について
 5. 2 判断主体について
6. おわりに

1. はじめに

意匠の類似判断は、意匠権の有効性及び権利侵害判定において非常に重要な役割がある。しかし中国では、長い間類否判断の基準が明確ではない状態が続いている。2010年、最高人民法院は、本田CR-V意匠権無効審判をめぐる行政

紛争案件に介入し、無効審決、一審判決及び二審判決を覆す再審判決を下すことにより、法律適用基準を統一する意図を表明した。

今回、この再審案件を通じて、国家知的財産局専利複審委員会及び人民法院の類否判断手法をまとめて検討し、今後の実務上の類否判断の考え方について考察する。

2. 本田CR-V案件の経緯

本田技研工業株式会社（以下「本田」という）は、2001年5月30日に国家知的財産権局に自動車CR-Vに係る意匠を出願（出願番号：01319523.9）し、2002年2月13日に、意匠権（公告番号：CN3222860、以下「本意匠」という）の登録を受けた。

本田は、2003年9月に河北省の石家庄双環汽車股份有限公司（以下「甲社」という）を、2004年10月に河北新凱汽車制造有限公司（以下「乙社」という）を、それぞれ権利侵害者とし

* 中国専利代理(香港)有限公司 弁理士 Zhang Yu

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て人民法院に提訴した。

甲社は2003年12月24日に、乙社は2004年12月10日に、それぞれ本意匠に対して無効審判を中国国家知識産権局専利複審委員会（以下、「複審委員会」という）に請求した。複審委員会は、2006年3月7日に、本意匠が無効である審決「第8105号無効決定」を下した。

本田は、上記審決を不服として、2006年6月21日に、北京市第一中級人民法院（以下「一审法院」という）に上訴した。一审法院は、2006年12月25日に、複審委員会の無効審決を維持する一審判決「(2006)一中行初字第779号」を下した。

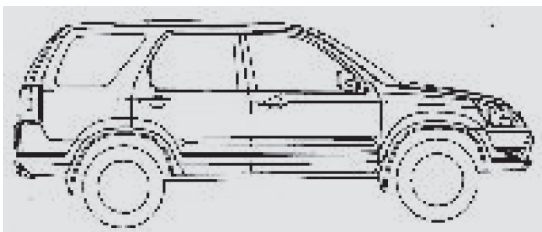
本田は、上記一審判決を不服として、北京市高级人民法院（以下「二审法院」という）に上訴した。二审法院は、2007年9月に、一審判決を維持する二審判決「(2007)高行終字第274号」を下した。

本田は、上記二審判決を不服として、最高人民法院に再審を申請した。最高人民法院は、2010年11月26日に、無効審決と一審判決と二審判決を取り消す再審判決「中華人民共和國最高人民法院行政判決書(2010)行提字第3号」を下した。

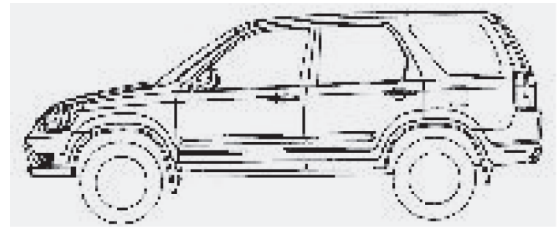
3. 本田CR-V案件における類否判断

3.1 無効審決

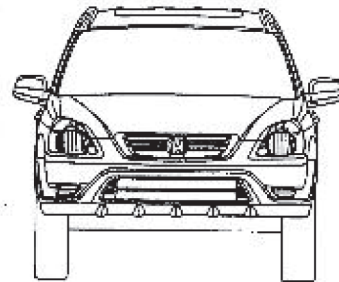
本意匠の図面を図1に示す。



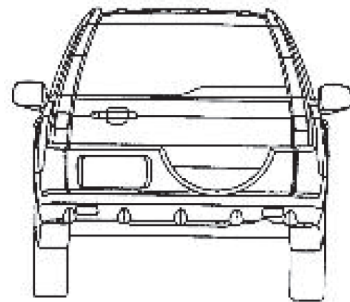
正面図



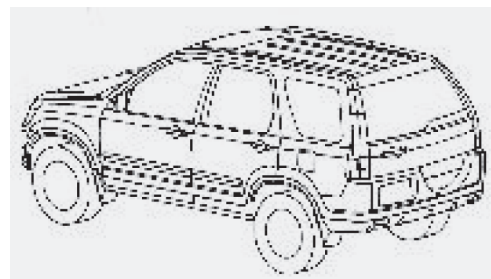
背面図



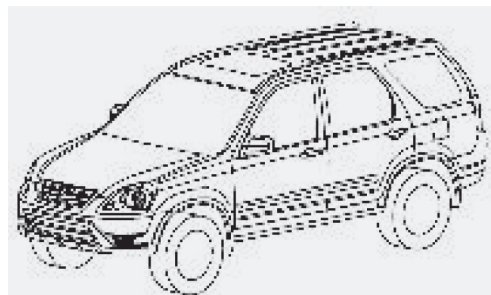
右側面図



左側面図

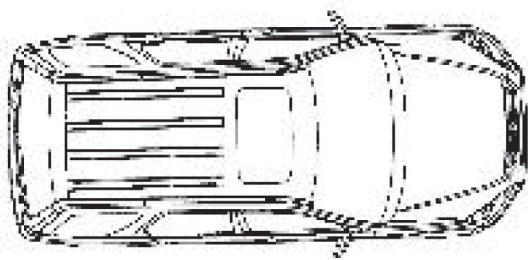


斜視図1

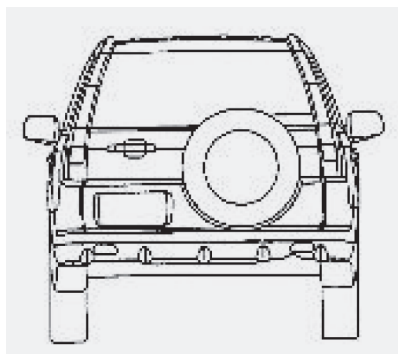


斜視図2

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

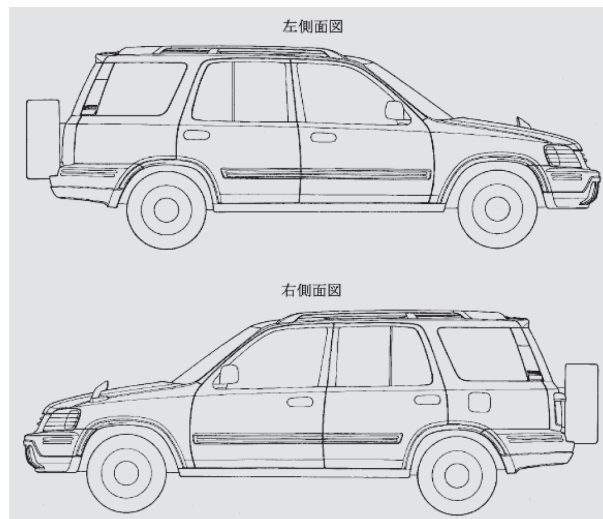


平面図



取り替え用タイヤ付きの左側面図

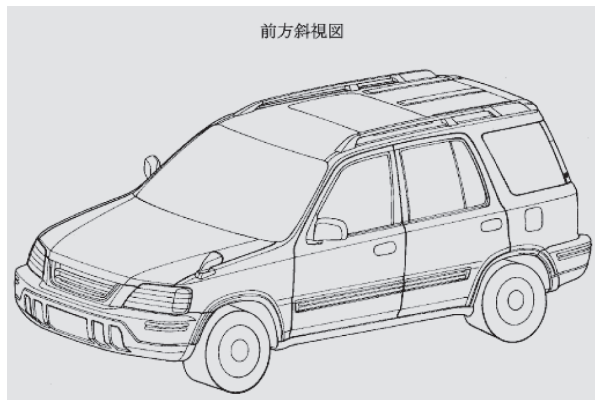
図1 本意匠図面



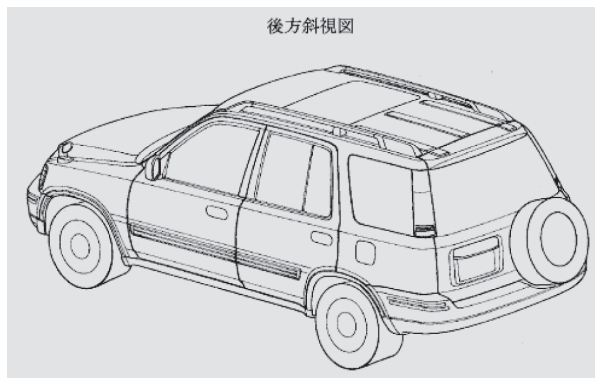
左側面図

右側面図

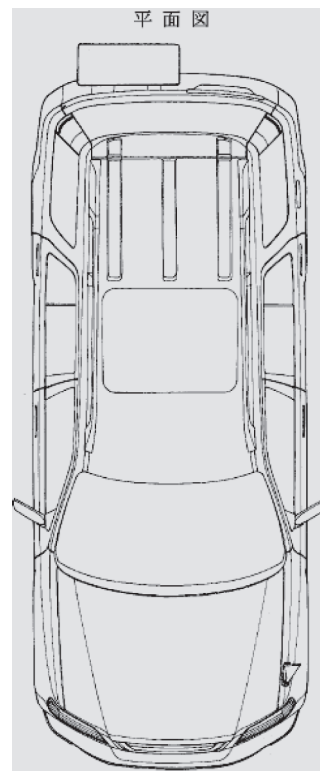
複審委員会で主な証拠として考えられた証拠1（日本意匠1004783号）の図面を図2に示す。



前方斜視図



後方斜視図



平面図

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

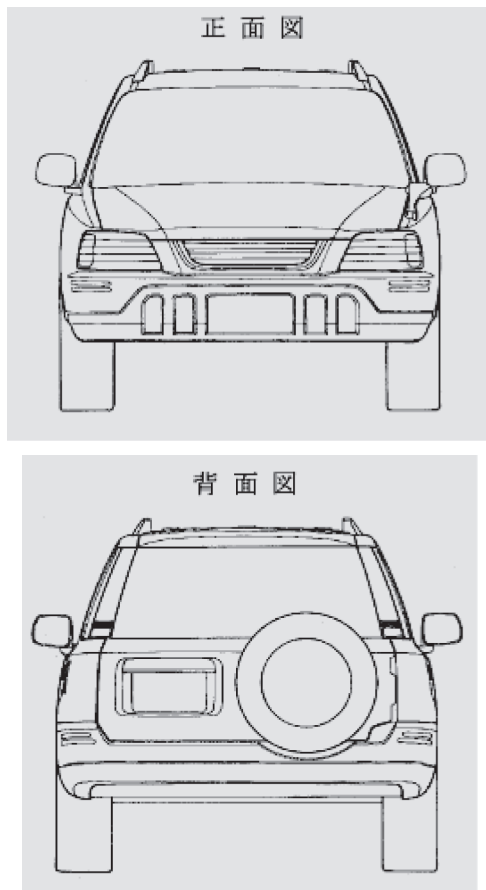


図2 証拠図面

本意匠と証拠1とを比べると、両者は自動車各構成部分の形状及び互いの比例関係が実質的に同一で、全体として視覚的形状及び設計スタイルが実質的に同じである。ただし、本意匠と証拠1は、以下の通り外観上の微細的差異を有する。

1) 本意匠においてヘッドライトが略三角形の不規則な四角形を成しているのに対して、証拠1においてヘッドライトが略台形を成している。

2) 本意匠においてフロントバンパー下方の両側に補助ライトが配置されているのに対して、証拠1において対応する配置がない。

3) 本意匠と証拠1においてバンパーボードはいずれも「逆U」字状をなすが、本意匠においてバンパーボードは内部に水平間仕切り板が

設けられているとともに底部に小さい歯部が設けられているのに対して、証拠1においてバンパーボードに複数のスペース部が設けられている。

4) 本意匠において中央の側面窓ガラスは直角をなす辺と折れ線をなす辺とからなる不規則な台形であるのに対して、証拠1において中央の側面窓ガラスは直角台形である。

5) 本意匠においてリアコンビランプは車体ルーフからリアバンパーの反り部にかけて延在しているのに対して、証拠1においてリアコンビランプは車体上部に設けられている。

6) 本意匠と証拠1の自動車後部のラインを比べれば、本意匠の方はより円滑になっている。

7) 両者のリアバンパーの形状にも若干差異がある。

以上のように本意匠と証拠1の物品は、外観に幾つかの微細的差異を有する。しかし、上記外観上の差異はいずれも局所的な差異にすぎず、自動車全体のスタイルを詳しく観察すれば上記差異の存在が見出せるが、明らかに異なる視覚効果を普通消費者に与えて異なるスタイルを有する物品と認識させるのに不十分である。一方、両者の主体部分の共通点は、普通消費者に両者を混同させやすくしている。被請求人が強調した「本意匠はボディが高く重心も高く細長いスタイルであるのに対して、証拠1は重心が低くて幅が広いスタイルである」ことについて、全体として両者を見ると、被請求人が主張したように明らかに異なる視覚効果をもたらさないから、被請求人の主張は認められない。

従って、本意匠は、証拠1と類似する意匠であり、専利法23条の規定を満たさない。

3. 2 一審判決

本意匠及び証拠1に示されるのは、いずれも自動車全体に関する意匠である。一般消費者が自動車を購入・使用する時に自動車の全体を観

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

察するのは普通であるので、本意匠と証拠1とを比較するとき、「全体観察」という方法を採用すべきである。

自動車全体から見れば、両意匠は、自動車各構成部分の形状、互いの比例関係、ボディ全体形状及び設計スタイルがほぼ同じである。主な差異点は、以下にある。

1) 本意匠においてヘッドライトが不規則な四角形を成すのに対して、証拠1においてヘッドライトが略台形を成している。

2) 本意匠においてフロントバンパー下方の両側にフォグランプが配置されているのに対して、証拠1において相応の位置にフォグランプが配置されていない。

3) 本意匠と証拠1においてバンパーボードはいずれも「逆U」字状をなすが、本意匠においてバンパーボードは内部に水平間仕切り板を設けているとともに底部に小さい歯部が設けられているのに対して、証拠1においてバンパーボードに縦方向のスペース部が設けられている。

4) 本意匠と証拠1のいずれにおいてもリアコンビランプは車体ルーフから下方へ延在しているが、本意匠において長く下方へ延在してリアウインドーの高さよりも長いのに対して、証拠1においてリアコンビランプはリアウインドーの高さに相当する長さを有する。

5) グリル、リアバンパー、ルーフ後部の輪郭などにおいて、上記差異よりも微細な区別がある。

本田は、「本意匠はボディが高く細く、重心も高い印象を消費者に与えるのに対して、証拠1の意匠は段差部を境として下側部がシャシであるので、ボディがより広く、重心が低くて、安定感を消費者に与える」と主張した。しかし、上記主張に係わる区別は、図面に示される意匠に反映されていない。

自動車全体の外観について、一般消費者は、

自動車全体の設計スタイル、輪郭形状、構成部材同士の比例関係などの要素に注目しやすいのである。一方、上記差異に対しては、各差異点自身はもちろん、複数の差異点の組み合わせを考へても、両者の全体外観に明らかな視覚的差別があると一般消費者に判断させるのに不十分である。従って、本意匠は、証拠1と類似する。本田が訴状において主張した差異点の一部は客観的に存在しているが、本意匠と証拠1とを対比するときはこれらの差異点を拡大した。これは、自動車類物品の全体デザインに対する一般消費者の実際の認識に合わない。

また、本田が主張した「複数の部分が互いに結合して生じる視覚効果」について、まず、差異が明らかでなければ、自動車のある局部に関するデザインは、自動車全体のデザインより消費者に与える視覚的影響が小さい。次に、自動車全体の設計スタイル、輪郭形状、構成部材同士の比例関係などが類似する場合、消費者が一般的な注意だけを払えば、微細な差異しか存在しない複数の局部を組み合わせても、実質的な視覚的区別が生じることはない。そこで、本田の上記主張も認められない。

3. 3 二審判決

本案件において、判断主体は、「自動車」という物品について常識程度の理解を有し、意匠物品の間の形状・模様上の違いについて一定の識別力を有するが、物品の形状・模様の微小な変化については注意が及ばないような一般消費者である。一般消費者が本意匠と証拠1について全体観察をした後、両者の違いが物品の意匠の全体的視覚効果に顕著な影響を及ぼさないのであれば、本意匠と証拠1とは類似した意匠となる。

全体から見れば、二つの意匠は自動車各構成部分の形状、互いの長さ・幅・高さ比例関係、ボディ全体形状及び設計スタイルが略同じであ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る。自動車の全体外形輪郭は、一般消費者の視覚感触に対して、最も顕著な影響がある。本田は、類似した全体外形を有する他ブランドの同類自動車を例としてあげ、同類自動車の設計余地が限られていることを主張した。しかし、本田が挙げた同類自動車の類似した全体外形は、その機能によって唯一に限定されている形状ではない。また、甲社と乙社は、反例を挙げて同類自動車に異なる全体外形が存在していることを証明した。従って、「設計余地が限られている」という本田の主張には、根拠が足りない。

本意匠と証拠1との主な差異点は、以下にある。

1) 本意匠においてヘッドライトが不規則な四角形を成すのに対して、証拠1においてヘッドライトが略台形を成している。

2) 本意匠においてフロントバンパー下方の両側にフォグランプが配置されているのに対して、証拠1においてフォグランプが配置されていない。

3) 本意匠と証拠1においてバンパーボードはいずれも「逆U」字状をなすが、本意匠においてバンパーボードは内部に水平間仕切り板が設けられているとともに底部に小さい歯部が設けられているのに対して、証拠1においてバンパーボードに縦方向のスペース部が設けられている。

4) 本意匠においてリアコンビランプは自動車ルーフから車窓下部にかけて下方へ延在しているのに対して、証拠1においてリアコンビランプはリアウィンドーの高さに相当する長さを有する。

5) 両者は、グリル、リアバンパー、ルーフ後部の輪郭などにおいても、微細な区別がある。

側面図に示されているボディの全体形状は、一般消費者が購入・使用時に最も注意しやすい部分であり、「全体観察」の範囲から排除してはいけぬ。側面図から見て、本意匠と証拠1

とは、自動車全体形状、ボディの高さ、扉、車窓の形状などのいずれの面においても類似している。「ボディ側面が慣用設計である」という本田の主張には、依拠がない。また、自動車の底面部、上面部は一般消費者が注意を払いにくい部分であるから、これらの部分における差異は全体的視覚感触への影響が明らかではない。

本意匠と証拠1との間の差異は、局所的な差異であり、一般消費者が特別な注意を払って繰り返して比べないと識別できないものであり、全体の視覚効果に対して顕著な影響を有しない。したがって、両者の全体デザインのスタイル、輪郭形状、構成部材同士の比例関係等が類似する場合、自動車の複数部分の微細な差異を組み合わせても明らかな視覚的差異は生じない。従って、本意匠は、証拠1と類似して、無効である。

3. 4 再審判決

「係争意匠に係わる物品の一般消費者の知識水準や認知能力に基づいて、係争意匠と先行意匠とを全体観察し総合判断することで、両者の差異が意匠の視覚効果に対して顕著な影響があるかどうかを判断する」ことは、＜専利審査指南＞に規定された意匠類否判断の基本方法である。＜専利審査指南＞の規定によれば、一般消費者は、「係争意匠に係わる物品の同種又は類似物品の意匠やその慣用設計手法について、常識程度の認識を持っているが、物品の形状や図案、色彩の微小な変化まで注意が行き届かない」という特徴を有する。「常識程度の認識を持っている」とは、関連物品の意匠状況に精通しているが設計能力を持っていないことであり、基礎的で簡単な理解だけを持つことに限られない。「総合」とは、物品の意匠全体の視覚効果に影響を及ぼせる全ての要素の総合である。

本案件において、係争自動車意匠の「全体」は、自動車の基本外形輪郭及び各部分の相互比例関

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

係だけではなく、自動車の前面、側面、背面なども含むから、全面的に観察すべきである。総合判断するとき、係争意匠に係わる自動車種類の特徴に基づいて、自動車意匠全体の視覚効果に対する各部分の影響をバランスよく考慮すべきである。本案件に係わる自動車種類について述べると、当該種類の自動車は、外形輪郭が共通しているから、一般消費者の視覚効果に対して、当該共通の設計特徴の影響は限られている。一方、自動車の前面、側面、背面などにおける設計特徴の変化は、この種類の自動車の一般消費者の注意をより多く惹きやすいのである。本案件において、本意匠に示された自動車意匠と証拠1に示された意匠とは、ヘッドライト、フォグランプ、フロントバンパーボード、グリル、サイドウィンドー、リアコンビランプ、リアバンパー、ルーフ輪郭など装飾性の強い部分のいずれにおいても、差異が存在している。特に、証拠1と比べて、本意匠において以下の特徴はいずれも目立っており、注意を惹きやすく、強い視覚的衝撃力を有する。

1) ヘッドライトは略三角形の不規則な四角形デザインを採用するのに応じて、小さい歯部付きの「逆U」字状のフロントバンパーボード及び中央にバーが設けられたグリルを配置すること。

2) 自動車側面のリアウィンドーに不規則な四角形設計を採用するとともにリアウィンドーとリアコンビランプとをフレームで分けるのに応じて、ボディ上部と下部との間の移行を円滑にすること。

3) 自動車背面にリアコンビランプがルーフ付近からリアバンパーの反り部まで延在し、「上部が狭く、下部が広い」という柱形状のランプデザインを採用するのに応じて、歯部付きのU字状リアバンパーを配置すること。

これらの差異は、係争意匠に係わる種類の自動車の一般消費者にとって顕著であり、本意匠

の図面に示された自動車意匠と証拠1に示された自動車意匠の全体的視覚効果を区別させるのに十分である。従って、上記差異は本意匠と証拠1の意匠の全体的視覚効果に対して顕著な影響があり、本意匠と証拠1の意匠は類似しないものである。

本案件において、複審委員会の無効審決及び一審判決と二審判決は、いずれも両意匠の差異を認定したが、当該差異が「微細的な差異」であることを理由として、当該差異に係わる設計特徴を自動車意匠の「全体」から排除した。上記審決及び判決は、実質的に、両意匠の全体的外形輪郭だけを重点として比較した上で、自動車の全体的外形輪郭は訴訟に係わる種類の自動車の一般消費者ではなく、自動車の一般消費者の視覚感触に対してもっとも顕著な影響があると判断したから、本意匠が証拠1の意匠と類似し無効であるという間違った判断を下したのである。

最高人民法院は、この案件の意味について、「2000年に改正された専利法第二十三条規定の『意匠が同様又は類似』の判断方法に関して実務において異なる見解が存在している。本案判決は、(その判断基準を)更に明確にしている。即ち、対比意匠に係わる物品の一般消費者の知識水準と認識能力に基づき、係争意匠と先行意匠について全体的に観察し、両者の差異が物品意匠の視覚効果に顕著な影響があるかどうかを総合的に判断する。本案判決は法律適用基準の統一に役立つものである」と指摘している。

上記再審判決において、最も注目された見解は、次の2箇所にある。

1) 一般消費者の視覚効果に対して、従来意匠にありふれた「共通の設計特徴」の影響は限られている。

2) 類否判断の主体を、一般自動車の消費者ではなく、CR-Vが属するSUVという特定種類の自動車の消費者に限定する。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

上記2つの見解は今後の審判・審理実務に対してどのような影響があるかを判断するために、今までの実務上の判断基準をふりかえってみる。

4. 類否判断基準の変遷

4.1 判断手法・基準について

(1) 登録要件として

2000年専利法第23条 特許権を付与する意匠については、出願日以前に国内外出版物上で公開発表された又は国内で公開使用されたことのある意匠と同一又は類似しておらず、かつ他人が先に取得した合法的権利と衝突してはならない。

2009年専利法第23条 特許権を付与する意匠は、既存の意匠に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許文書において記載されていないこととする。特許権を付与する意匠は、既存の意匠又は既存の意匠の特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。特許権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合法的権利と衝突してはならない。本法でいう既存の意匠とは、出願日以前に国内外において公然知られた意匠を指す。

ここで、「既存の意匠に属しない」とは、従来意匠に係争意匠と同一又は実質的に同一な意匠が存在していないことを意味する。

上記のように、2009年第3回法改正により、意匠登録要件の一つである「既存の意匠と類似しない」は、「既存の意匠と実質的に同一ではない」と「既存の意匠又は既存の意匠の特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがある」との要件に変更された。下記説明における「類否判断」とは、上記要件を満たすかどうかに関する判断

である。

意匠権の有効性に関する審判・審理において、類似判断の基準とされているのは、中国国家知的財産権局に作成された「審査指南」である。2001年以降の審査指南をまとめると、下記表1となる。

表1 審査指南

	判断主体	判断手法	判断基準
2001 審査 指南	一般 消費 者	要部判断 (重点) + 総合判断	混同
2006 審査 指南		全体観察 総合判断	顕著な影響
2010 審査 指南		全体観察 総合判断	実質的に同一 顕著な影響 (改正後)

1) 2001審査指南

「要部」とは、一般消費者の注意を惹きやすい部位という。

「要部」の確定は、一般消費者の注意を惹きやすい要素と緊密に関連する。「要部」は、物品の使用状態、種類の同一又は類似物品の先行意匠状況、美観などを組み合わせて確定することができる。物品の一部が常識的なデザインである物品については、常識的なデザイン以外の部分に一般消費者の注意を惹きやすい部位が存在する場合、当該部位は、「要部」となる。係争意匠の要部のデザインが先行意匠の対応部位のデザインと類似しない場合、係争意匠は先行意匠と類似しないと判断する。

物品を全体観察しても、一般消費者の注意を惹きやすい部位を確定できない物品については、総合判断を行う。「総合判断」とは、係争

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

意匠のすべてに基づいて類否判断することをいう。この場合、意匠の一部又は局所から類否判断の結論を下したり、意匠の各部分を分離して先行意匠と比較してはいけない。

一般消費者が係争意匠に係わる物品を購入しようとするとき、係争意匠を見ずに、購入や使用により残された印象だけに基づく場合、先行意匠が係争意匠であると間違っただけの判断をすれば、すなわち混同が生じれば、係争意匠と先行意匠と同一又は類似であると認定する。そうではない場合、同一または類似ではないと認定する。

2) 2006審査指南

意匠の類否判断は、「全体観察、総合判断」という手法で行うべきである。「全体観察、総合判断」とは、意匠の一部又は局所から類否判断の結論を下さずに、係争意匠の全体に基づいて類否判断することをいう。

一般消費者は係争意匠と先行意匠とを全体観察することにより両者の区別が意匠の全体的視覚効果に顕著な影響がないと認識する場合、係争意匠と先行意匠が類似するものとなる。係争意匠と先行意匠とが一般消費者に誤認・混同される場合、両者の区別が意匠の全体的視覚効果に顕著な影響がないことは明らかである。しかし、係争意匠と先行意匠とが一般消費者に誤認・混同されないことだけに基づいて、両者の区別が意匠の全体的視覚効果に顕著な影響があるという結論を下せるとは限らない。

3) 2010審査指南

一般消費者が、係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当すると認識している場合、係争意匠と引例意匠は実質的同一なものとなる。

(1) 相違点は、一般の注意を払う程度では感じられないほど局所の微細な差異だけがある。

(2) 相違点は、使用する時に容易に見えない、又は見えない部分にある。ただし、容易に見え

ない部分での特定意匠が一般消費者にとって目をひくような視覚効果を生じることが証拠により示されている場合を除く。

(3) 相違点は、ある設計要素全体を当該種類の物品の慣用設計における相応した設計要素に置き換えたところである。

(4) 相違点は、引例意匠を設計ユニットとし、当該種類の物品の通常の配列方式により配列を繰り返しているか、又は配列数に増減の変化を施したところである。

(5) 相違点は、相互にミラー対称になったところである。

一般消費者が係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は製品の意匠全体の視覚効果に顕著な影響を与えないと認識している場合には、係争意匠は既存の意匠と比べて明らかな相違がないことになる。係争意匠が既存の意匠又は既存の意匠の特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがないとは、次に挙げるいくつかの状況を指す。

(1) 係争意匠は、種類の同一又は類似な物品の既存の意匠と比べて、明らかな相違がない。

(2) 係争意匠は既存の意匠の転用により成されるものであり、両者の意匠の特徴が同一であるか、あるいは微細な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種類の同一又は類似な物品に係る既存の意匠にヒントがある。

(3) 係争意匠は、既存の意匠又は既存の意匠の特徴の組み合わせにより成されるものであり、該既存の意匠が係争意匠の相応した部分と同一であるか、あるいは微細な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種類の同一又は類似な物品に係る既存の意匠にヒントがある。既存の意匠の転用と組み合わせにより成される係争意匠について、(2)、(3)の規定に準拠して統合的に考慮しなければならない。注意すべきことは、前記の転用及び

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

又は組み合わせを施した後、独特な視覚効果を生じるものは除く。

上記のように、2010審査指南では、「類似」を「実質的に同一」及び「顕著な影響がない（明らかな違いがない）」という二つの場面に分けた。まず、2010審査指南により「実質的に同一」と判断される場面は、2006審査指南によっても、類似であると判断されるはずである。次に、「顕著な影響」の判断については、一つだけの引例意匠と対比する場合、2006審査指南と2010審査指南のいずれによっても同じ判断結果になると考える。一方、上記（2）の「転用」及び（3）の「組み合わせ」は、意匠権の付与基準を上げるために2010審査指南に加入された新しい内容である。即ち、転用による意匠及び単なる寄せ集めによる意匠は、既存の意匠と比べて明らかな違いがないと判断されるようになった。

（2）意匠権侵害の判定要件として

北京高級人民法院に発表された「専利権侵害の判定における若干問題に関する意見（試行）」（法律ではないが、実際全国の法院に参考されていた。以下、「2001北京意見」という）第65条 意匠権侵害の判定、即ち被疑侵害製品と係争意匠に係わる製品が同一又は類似かどうかの判断は、普通消費者の審美観察能力を基準とすべきであり、意匠の分野の専門技術者の審美観察能力を基準としてはいけない。

最高人民法院に発表された「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法積[2009] 21号）」（法律と同じ効力がある。以下「2009司法解釈」という）第8条 登録意匠に係わる物品の種類と同一又は類似する物品において、登録意匠と同一又は類似する意匠を用いた場合、人民法院は権利侵害で訴えられた意匠が、専利法59条2項に定めた意匠権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。

上記「2001北京意見」及び「2009司法解釈」の関連規定をまとめると、次の表2となる。

表2 「2001北京意見」、 「2009司法解釈」 関連規定

	判断主体	判断手法	判断基準
2001北京意見	一般消費者	要部判断(重点) + 総合判断	混同 ¹⁾
2009司法解釈		全体観察 総合判断	顕著な影響

1) 2001北京意見

第67条 被疑侵害製品と専利製品の意匠を対比するとき、全体観察及び総合判定を行い両者が同じ美感を有するかどうかを判断すべきである。対比は、意匠権者の独創的で美観に富む主な設計部分（要部）と被疑侵害品の対応部分に重点において、被告が原告の独創的な部分をコピー・模倣したかどうかを判断すべきである。

2) 2009司法解釈

第11条 意匠の同一又は類似の認定にあたって、人民法院は、登録意匠、権利侵害で訴えられた意匠の設計特徴に基づき、意匠全体の視覚効果を以って総合的に判断しなければならない。主に技術的な機能で決まるような設計特徴、および全体の視覚効果に影響を与えないような物品の材料や、内部構造などの特徴は考慮しない。

次のような状況は通常、意匠全体の視覚効果に対してより大きな影響を与える。

（1）他の部分に対して、物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分

（2）登録意匠におけるその他の設計特徴に対して、既存の意匠と区別される設計特徴

権利侵害で訴えられた意匠と登録意匠とが、全体の視覚効果において相違のない場合、人民

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

法院は二者の同一を認定し、全体の視覚効果において実質的な相違のない場合、二者の類似を認定しなければならない。

上記のように過去10年間で、登録要件としても、権利侵害の判定要件としても、類否判断の判断手法は「要部判断(重点)+総合判断」から「全体観察, 総合判断」に、判断基準は「混同」から「顕著な影響」に変わってきた。

4. 2 判断主体について

類否判断の主体は、判断方式と基準が変わりつつあるにもかかわらず、ずっと「一般消費者」である。そして、「一般消費者」の定義も、実質的な変化はなく、次のように規定されている。

「異なる種類の物品は、異なった消費者群を持つ。ある種類の意匠に係わる物品の一般消費者として、次に掲げる特徴を備えなければならない。(1) 係争意匠の出願日以前の同種又は類似物品の意匠やその常用設計手法について、常識程度の認識を持っている。(2) 意匠に係わる物品同士の形状や図案, 色彩の相違点について、ある程度の識別力を備えているが、物品の形状や図案, 色彩の軽微な変化まで注意が行き届かない。」(2010審査指南)

5. 本田CR-V案件からのヒント

5. 1 判断手法・基準について

上記4. 1からわかるように、類否判断の手法は、「要部判断(重点)+総合判断」から「全体観察, 総合判断」に変更された。しかし、この変更で、「要部判断」が完全に放棄されたとは簡単に言えないと考える。

実は、「要部判断(重点)+総合判断」が主流であったとき、議論が続けられていた。一つの見解によれば、要部のデザインが類似すれば、その他の部分の類否と関係なく、類似すると判

断すべきである。もう一つの見解によれば、要部のデザインが類似する場合、さらに、その要部が意匠全体の認識に影響を及ぼせるかどうかを判断すべきである。後者によれば、意匠全体に対する要部の比例が非常に小さいなどの場合、類似すると判断すれば適切ではない。また、いずれの場合にも、「要部」の確定が前提である。しかし、「一般消費者の注意を惹きやすい部位」の判断は、主観的要素に左右されるもので、裁判官に大きな裁量権を与えたから、唯一の結論を下すことは非常に難しい。さらに、「要部」を確定するとき、従来意匠にありふれた設計手法を排除すべきかどうか、即ち、従来意匠に対する係争意匠の創作的特徴である「区別特徴」を重視すべきかについても、意見は統一しなかった。したがって、「要部判断」という判断手法は、応用性に欠けると言わざるを得ない。

「2009司法解釈」に、登録意匠における既存の意匠と区別される設計特徴は、登録意匠におけるその他の設計特徴と比べて、意匠全体の視覚効果に対してより大きな影響を与えると規定されている。この規定で、類否判断における「区別特徴」の重要性を強調した。この意味では、「要部判断」は放棄されたというよりも、改良された上で受け継がれたと言った方が適切である。「設計特徴」の認定は、従来意匠との対比などによって行われるので、より客観的に判断できる。したがって、「要部判断」より応用性がアップしたと考える。

本田CR-V案件の再審判決は、「当該種類の自動車は、外形輪郭が共通しているから、一般消費者の視覚効果に対して、当該共通の設計特徴の影響は限られている」からわかるように、「区別特徴」を重視した上でなされたと考える。

したがって、再審判決は、今後の類否判断において「区別特徴」の役割を重視すべきことを示した。

5. 2 判断主体について

上記4. 2からわかるように、判断主体である「一般消費者」の定義は、実質的に変わらずに認められていた。しかし、実務において、具体的な案件で判断する場合、様々な意見が出されていた。「購入者」、「使用者」、「取り付け・修理作業員」など、いずれも「一般消費者」と認定される可能性がある。

01343627.9号意匠権無効審判をめぐる行政紛争事件は、代表的な案件の一つである。次に、「一般消費者」の認定に関する部分だけを紹介する。

(1) 専利複審委員会

一般的には、街灯が電線柱の上部に取り付けられて、公衆から遠く離れるから、街灯類物品について「全体観察、総合判断」という手法で対比したほうが適切である（第6335号無効審決）。

審決において明確に「一般消費者」を特定していないが、その判断過程からみれば、「公衆」が一般消費者と認定されたのは明らかである。

(2) 一審法院

＜審査指南＞において意匠類否判断の主体を一般消費者に確定するのは、意匠が工業製品に基づいて作られ、同類製品と相違し且つ美感に富む外観で消費者の注意を惹き消費者の好感を得るためのものであって、この種類の製品に対して注目する心理状態があり、かつ一定の知識水準を持ち、一定の認知能力を備える一般消費者こそ判断能力を持っているからである。

本案件に係わる街灯類製品について、この種類の製品に対して注目する心理状態がありかつ一定の知識水準と認知能力を持つ一般消費者は、この種類の製品の購入者、取り付け・メンテナンス作業員である。被告が類否判断するとき一切限定されない「公衆」を判断主体とする

のは、間違ったやり方である。実際の生活において、街灯が照明機能のほか一定の装飾機能も有するが、街灯製品が何メートルと高い電線柱上部に取り付けられ、通常の場合に公衆から遠く離れるから、又は、街灯と公衆との高低差が非常に大きいから、公衆は一般的にこのような伝統的なデザインを採用した街灯製品に注意を払わない。したがって、公衆を判断主体とすることは、判断が正確性及び客観性に欠けるように思われる。

(3) 二審法院

＜審査指南＞の規定によれば、意匠の類否判断をするとき、係争意匠に係わる製品の一般消費者の知識水準及び認知能力に基づいて評価すべきであり、異なる種類の製品に異なる消費者群がある。係争意匠に係わる製品は、街灯であり、公共サービス施設であるから、消費者は使用状態にある街灯を観察し観賞するのである。街灯類製品の一般消費者を特定するとき、この種類の製品の使用状態を重視すべきである。街灯の最終使用者及び街灯機能の享受者は、街灯の製造・販売・購入・取り付け・メンテナンスを専門的にやる人ではなくて、特定されていない通行人であるのは、明らかである。専利複審委員会が類否判断の主体を通行人である「公衆」にすることは妥当である。

二審判決に言及された「最終使用者及び機能の享受者」という概念は、適切に「一般消費者」を特定したと考える。ここで、「機能」とは、製品の用途を実現させるための機能だけではなく、見る人に美的印象を与える「意匠」としての機能も含むと理解した方が的確である。また、「享受」とは、物品の意匠を普通に見ることではなく、その美感に注目し観賞することを指すと考える。

本田CR-V案件の再審判決では、類否判断の

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

主体を、一般自動車の消費者ではなく、SUVという特定種類の自動車の消費者に限定した。これも「最終使用者及び機能の享受者」で一般消費者の範囲を特定したと言える。具体的に言えば、再審判決に、「常識程度の認識を持っている」とは、……基礎的で簡単な理解だけを持つことに限られない」と述べていた。このように、再審判決に認定された一般消費者の知識水準と認知能力は、「享受」できる程度の認識である。SUV以外の自動車の消費者は、SUVを普通に見る人であり、SUVの機能を享受できるレベルの認識を持っていないから、類否判断の主体ではない。

従って、再審判決は、今後の類否判断において「一般消費者」の知識水準を過度に低く考えないようにすべきことを示した。「享受」というレベルで「一般消費者」の知識水準を把握するのが適切だと考える。

6. おわりに

中国における意匠類否判断は、長い間、統一で明確な基準がない混乱状態にあった。最高人

民法院は、「再審」という非常に異例なやり方で本田CR-V案件に介入することにより、この混乱状態を打破し、法律適用基準を統一する意図を表明した。しかし、この再審判決に示された基準は、地方人民法院に瞬間的かつ正確に受け入れられさらに吸収されるものではない。これから、北京をはじめとする全国各地の人民法院からの多くの判決を見て、実務上の判断基準変化を把握すべきである。

注 記

- 1) 2001北京意見では「混同」を言及していないが、同じ北京高級人民法院にて作成された「専利権侵害紛争案件の審理における若干問題に関する規定（会議討論稿2003.10.27-29）」に次のように規定されたことから、実際に「混同」を判断基準としたのは明らかである。「第24条 人民法院が意匠の類否判断をするとき、一般消費者が一般的な注意を払う場合混同しやすいかどうかを基準とすべきである。混同しやすい場合、類似意匠であり、混同しやすすくない場合、同一又は類似意匠ではない」。

（原稿受領日 2011年6月27日）